

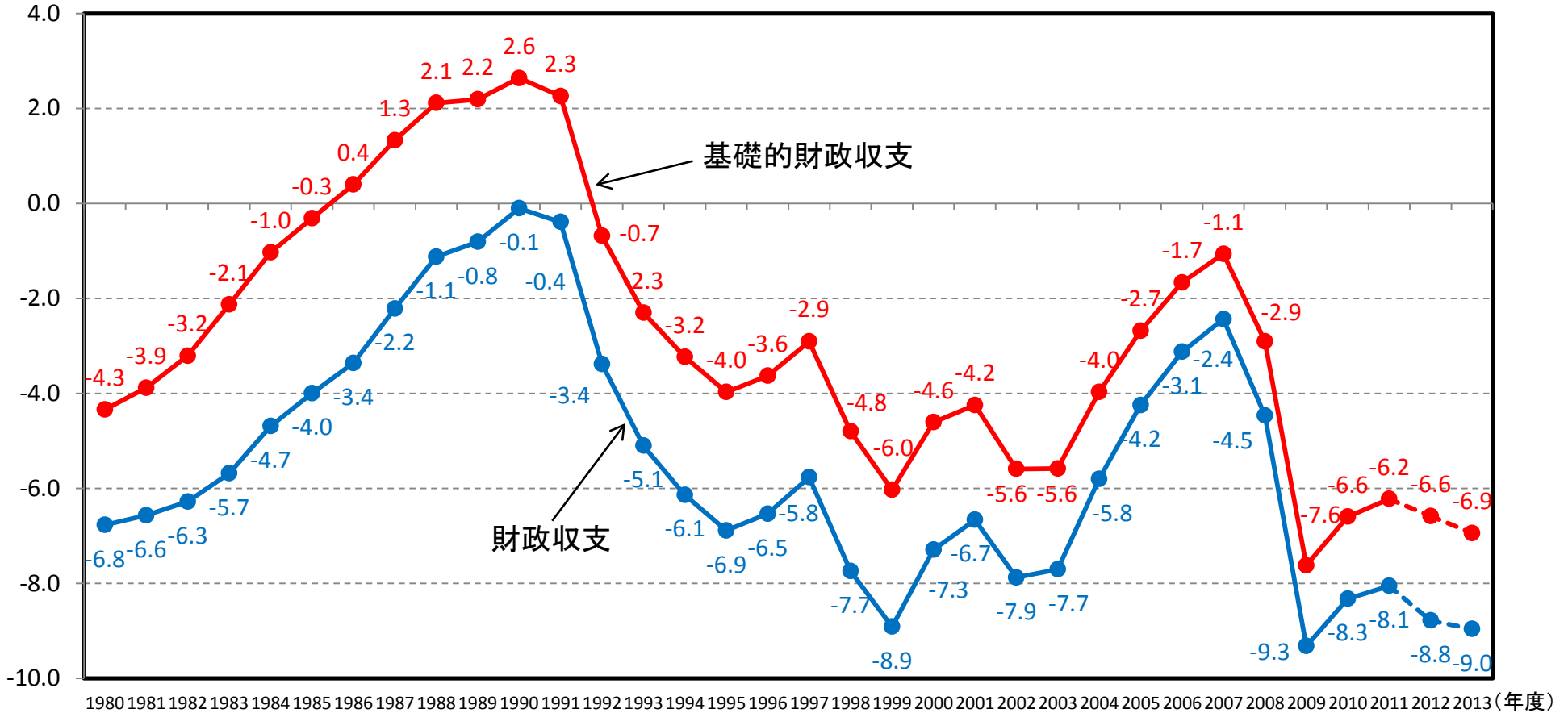
我が国財政の現状と課題

2013年4月22日

内閣府

国・地方の基礎的財政収支、財政収支の長期的推移

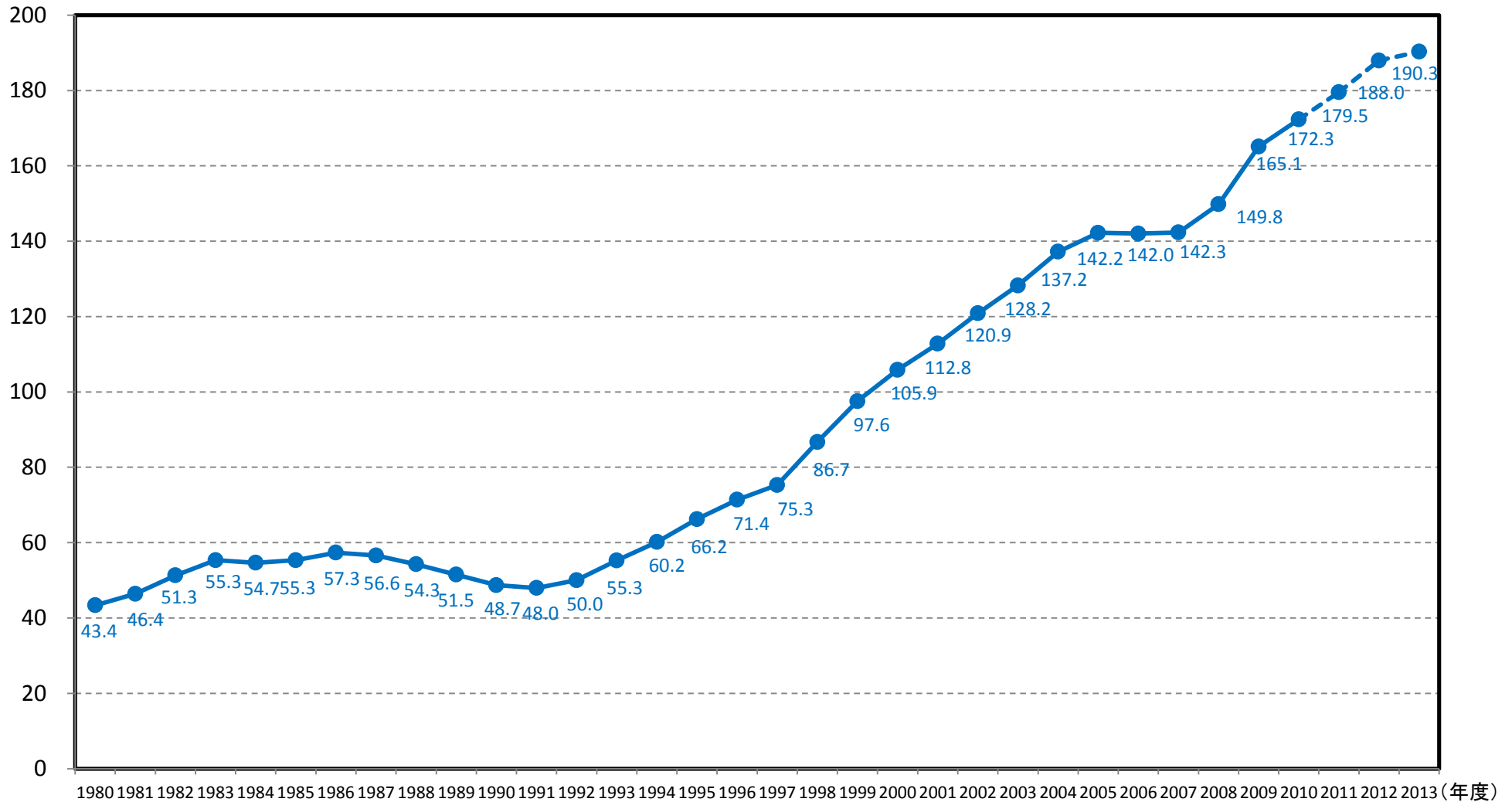
(対名目GDP比、%程度)



- (備考) 1. 2011年度までの実績値は内閣府「国民経済計算」(1980年度から2000年度は平成12年基準、2001年度以降は平成17年基準)により作成。2012年度及び2013年度は内閣府推計値。国・地方ベース。
2. 復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベース。
3. 財政収支は国民経済計算における中央政府及び地方の純貸出(純借入)。プライマリーバランスは財政収支から純利払い(利払い(FISIM調整前)マイナス利子受け取り(FISIM調整前))を控除したもの。また、国・地方とも一般会計(普通会計)以外に一部の特別会計等を含む。
4. 財政収支及びプライマリーバランスについては、1998年度の日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計から一般会計への債務承継の影響、2006年度、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の財政投融资特別会計財政融資資金勘定(2006年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計又は一般会計への繰入れ、2008年度(平成20年度)の一般会計による日本高速道路保有・債務返済機構からの債務承継の影響、さらに2011年度の鉄道建設・運輸施設整備支援機構剰余金の一般会計への繰入れ等は特殊要因として控除。

国・地方の公債等残高の長期的推移

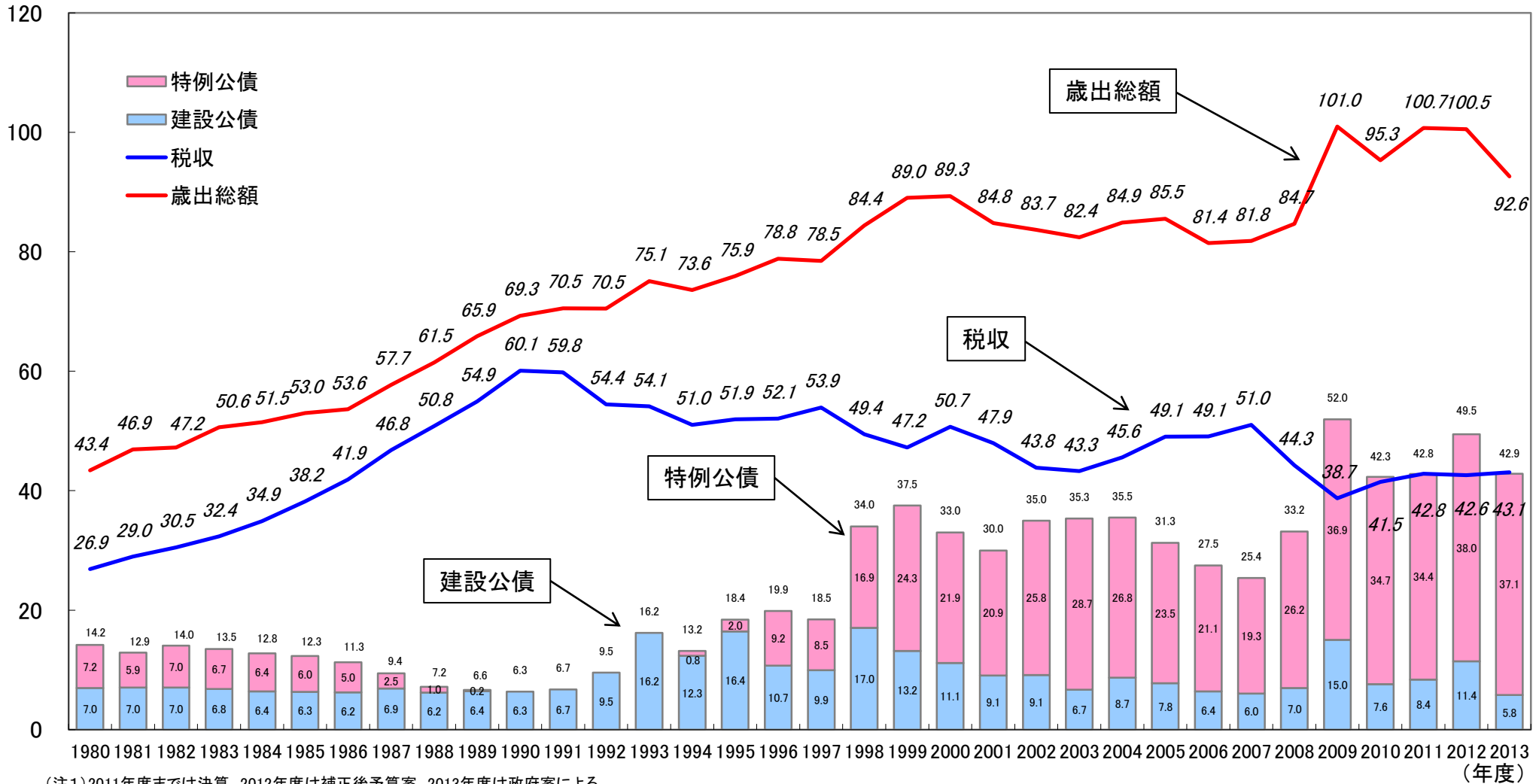
(対名目GDP比、%程度)



- (備考) 1. 公債等残高は、普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の合計。なお、2007年度（平成19年度）に一般会計に承継された交付税特会借入金（国負担分）に関しては、指標の連続性を維持するために引き続き公債等残高に計上。
2. 復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベース。

税収と国債発行額 《一般会計ベース》

(兆円)



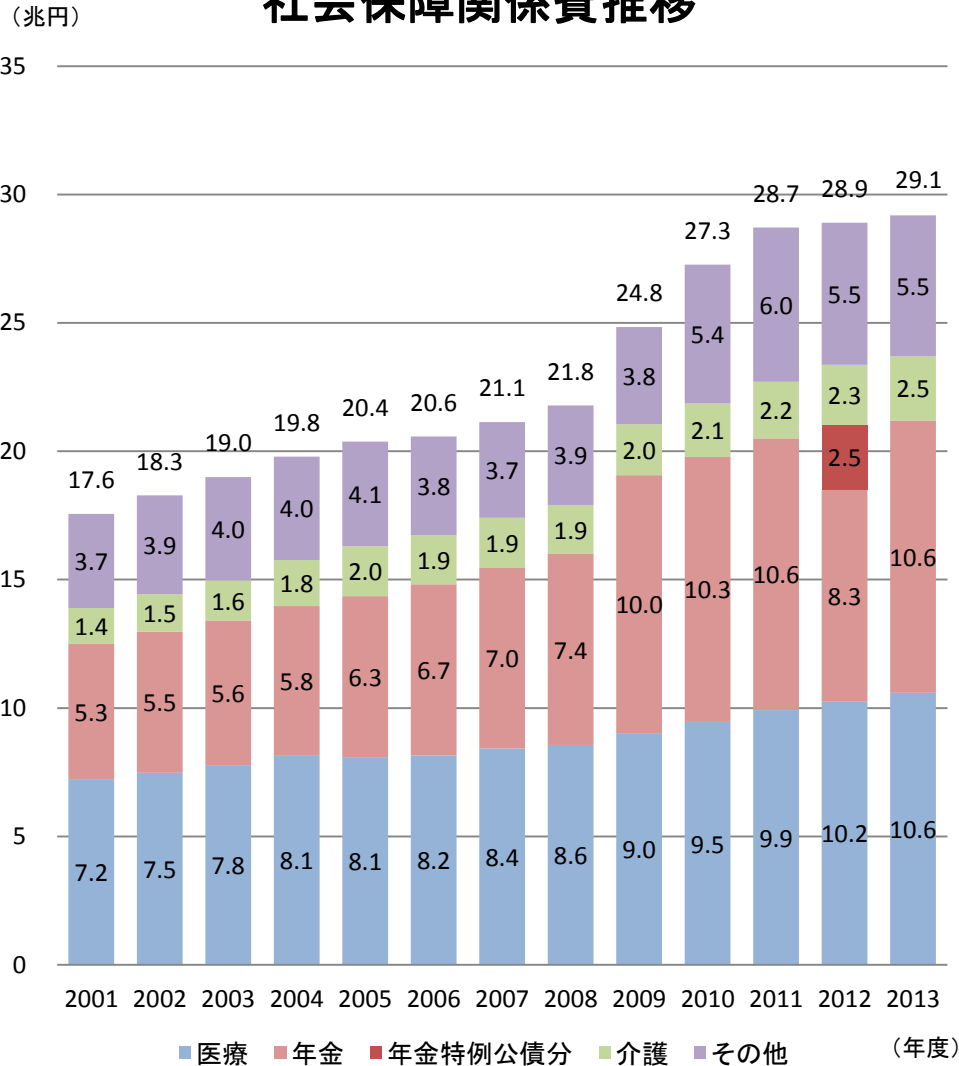
(注1) 2011年度までは決算、2012年度は補正後予算案、2013年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、1990年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、1993～1996年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、2011年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、2012年度、2013年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

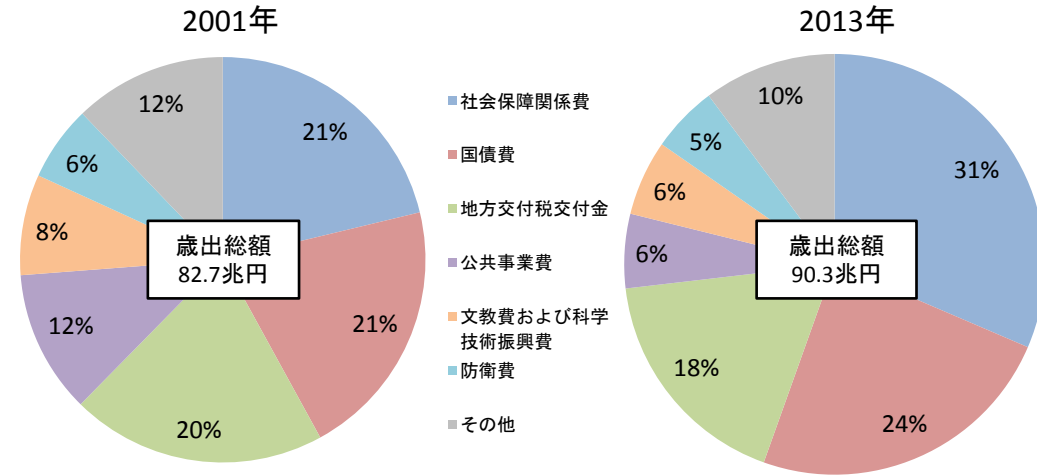
歳出面の構造変化 《一般会計ベース》

⇒歳出の硬直化が進行、社会保障関係費・国債費・地方交付税交付金の3経費で7割超に

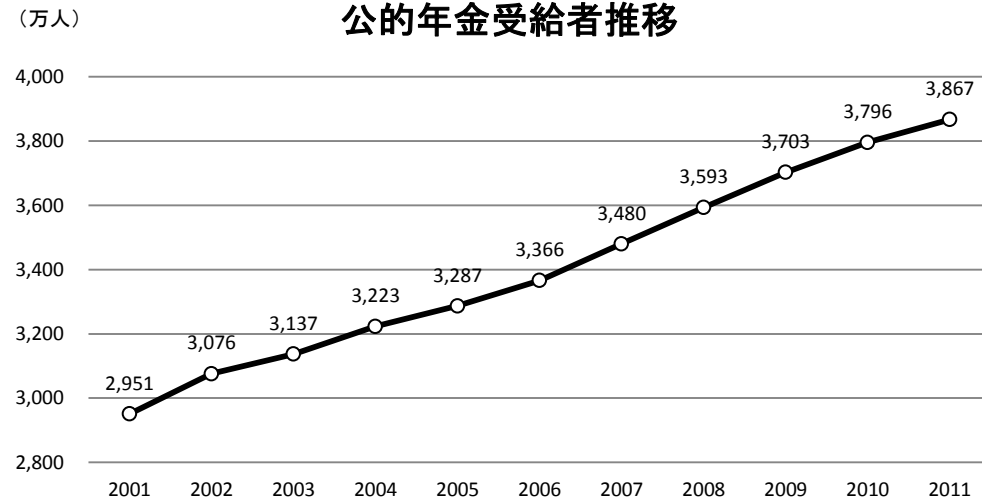
社会保障関係費推移



主要経費別構成比



公的年金受給者推移



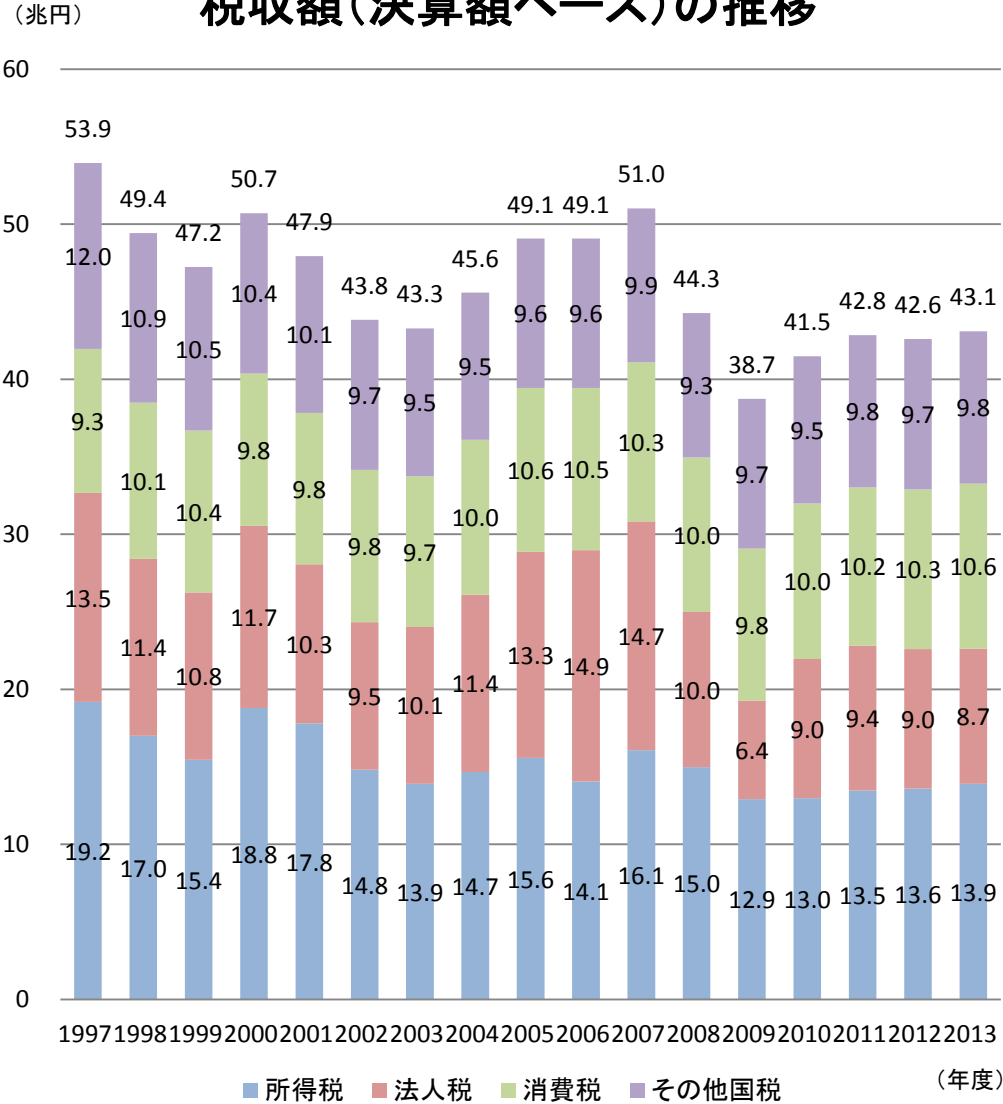
(注) 計数は、当初予算ベース。ただし、2012年度の当初予算は26.4兆円（年金差額分2.5兆円は補正予算により年金特例公債で措置）

(備考) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

歳入面の構造変化 《一般会計ベース》

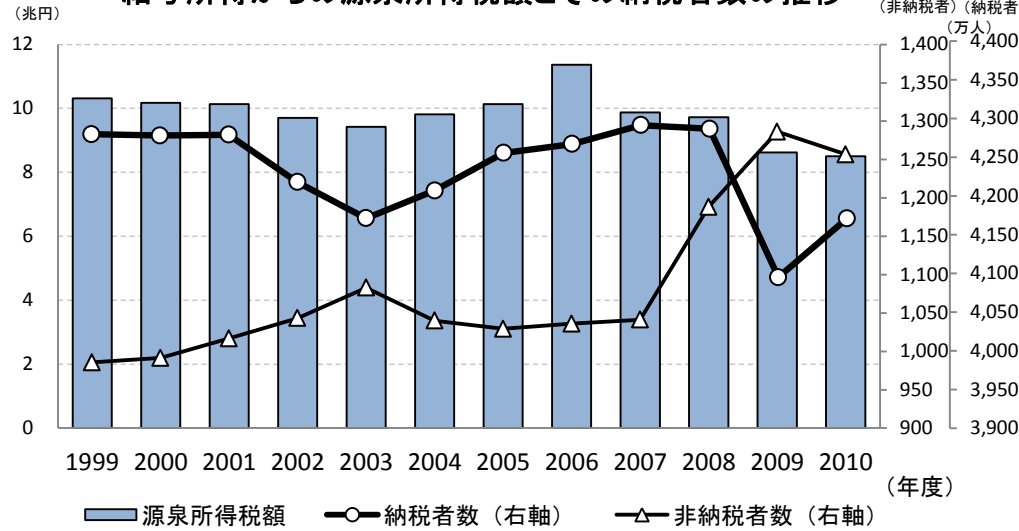
⇒ 所得税、法人税の税収が落ち込んでおり、税収全体として、このところ40兆円台前半で推移

税収額(決算額ベース)の推移

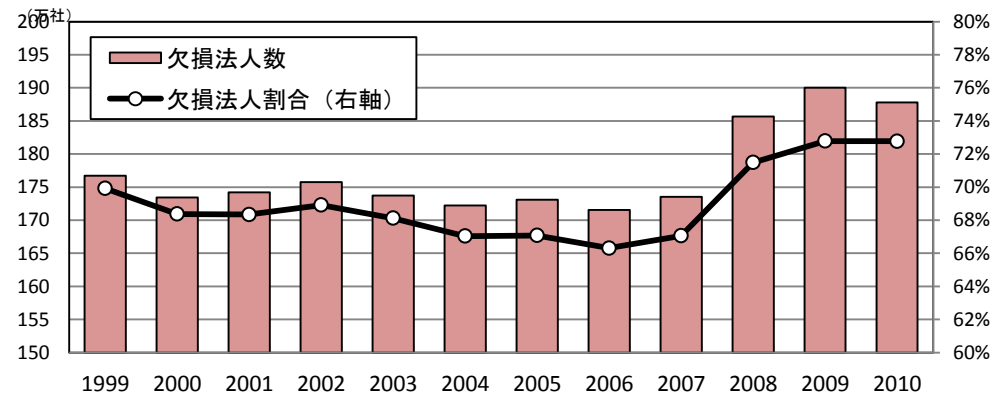


(注) 2012年度は補正後予算、2013年度は政府案の値

給与所得からの源泉所得税額とその納税者数の推移



欠損法人数と割合の推移



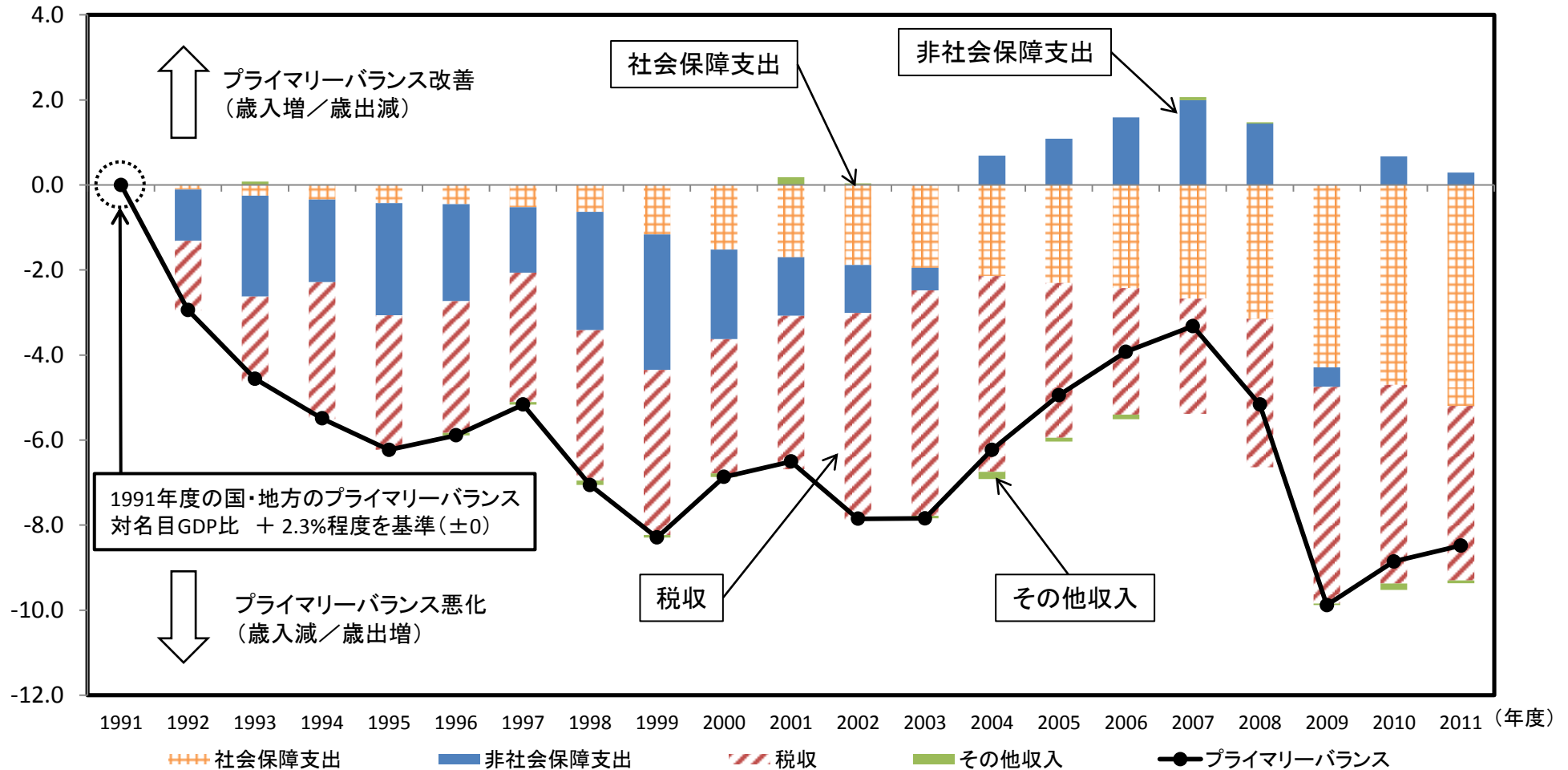
(備考) 国税庁「統計年報」

(注) 欠損法人については、2005年以前は、調査年分の2月1日～翌1月31日までに終了した事業年度を調査対象としており、2006年以降は、調査年分の4月1日～翌3月31日までに終了した事業年度を調査対象としている。

国・地方の基礎的財政収支の1991年度からの変動要因

⇒社会保障支出は一貫して増大を続け、基礎的財政収支の最大の悪化要因に

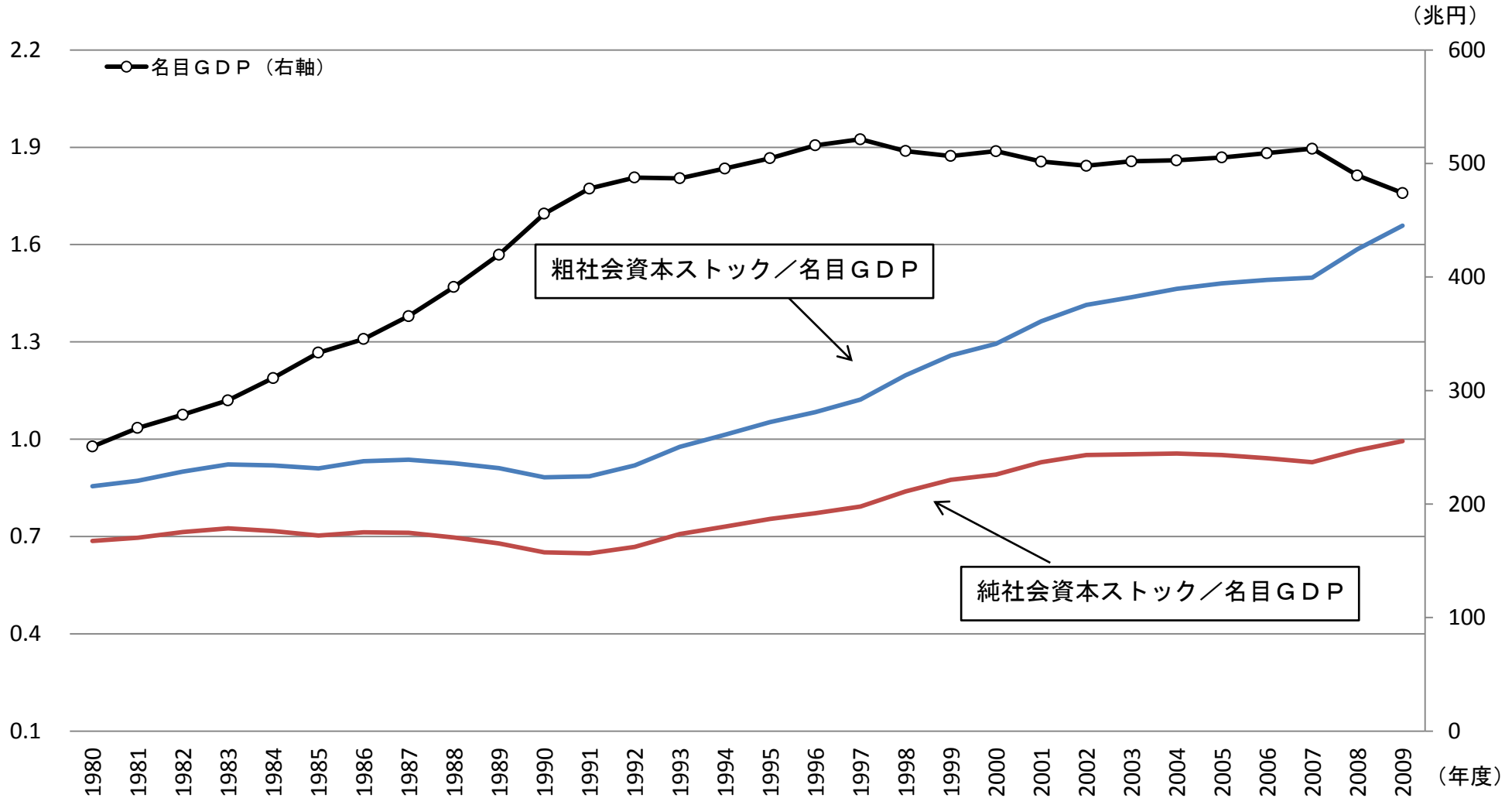
(1991年度と各年度との比較(変化幅) 対名目GDP比、%pt)



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」(1991年度から2000年度は平成12年基準、2001年度以降は平成17年基準)により作成。国・地方ベース。
 2. 国・地方のプライマリーバランスの変化幅(折れ線グラフ)は復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除くベース。ただし、2011年度の変動要因(棒グラフ)についてはこれらの金額を含んでいる。
 3. 「社会保障支出」は、「国・地方政府から社会保障基金への経常移転」、「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会給付」の合計。

社会資本ストックと経済規模の対比

⇒社会資本ストックは経済規模を上回るようになっており、適切な維持管理が重要に



(備考)内閣府「国民経済計算」、「日本の社会資本2012」

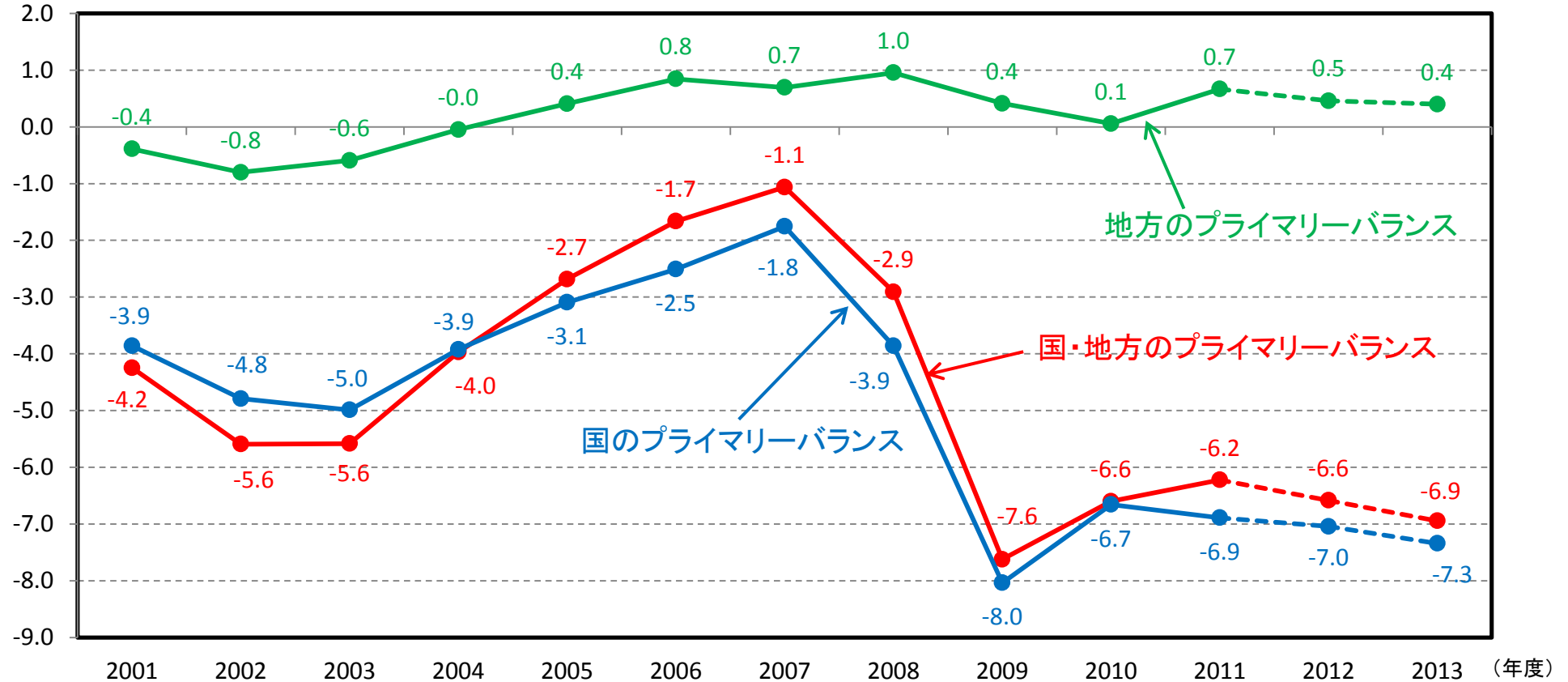
(注) 1. 名目GDPは1994～2009年度は2005年基準、1980～1993年度は2000年基準。1980～1993年度については、2000年基準と2005年基準の計数の平均乖離率(1994年度～2009年度)を用いて接続。

2. 「粗社会資本ストック」とは、過去からの投資額の累積から除却額(廃棄、売却等でなくなってしまった資産)を控除したもの。「純社会資本ストック」とは、「日本の社会資本2012」における試算3-②を用いており、経済的な価値の低下を考慮して、減価償却、固定資本減耗分を控除したものである。

国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)の推移

⇒国と地方それぞれの基礎的財政収支の改善が合致すると全体として大きく改善

(対名目GDP比、%程度)



- (備考) 1. 2011年度までの実績値は内閣府「国民経済計算」(平成17年基準)により作成。2012年度及び2013年度は内閣府推計値。
 2. 復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベース。
 3. プライマリーバランスは財政収支(国民経済計算における中央政府及び地方府県の純貸出(純借入))から純利払い(利払い(FISIM調整前)マイナス利子受け取り(FISIM調整前))を控除したもの。また、国・地方とも一般会計(普通会計)以外に一部の特別会計等を含む。なお、交付税及び譲与税配付金特別会計は国民経済計算上は国に位置付けられるが、その負担分に応じて、償還費及び利払費を国と地方に分割して計上。
 4. プライマリーバランスについては、2006年度、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の財政投融资特別会計財政融資資金勘定(2006年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計又は一般会計への繰入れ、2008年度(平成20年度)の一般会計による日本高速道路保有・債務返済機構からの債務承継の影響、さらに2011年度の鉄道建設・運輸施設整備支援機構剰余金の一般会計への繰入れ等は特殊要因として控除。

経済成長・物価上昇と財政収支の関係

⇒ 実質成長を伴わずに物価が上昇する場合には、物価上昇に対する歳入の弾性値は1強、歳出の弾性値は1弱、歳入:歳出は約1:2であるため、歳出が歳入を上回って財政収支を悪化させる可能性が高い

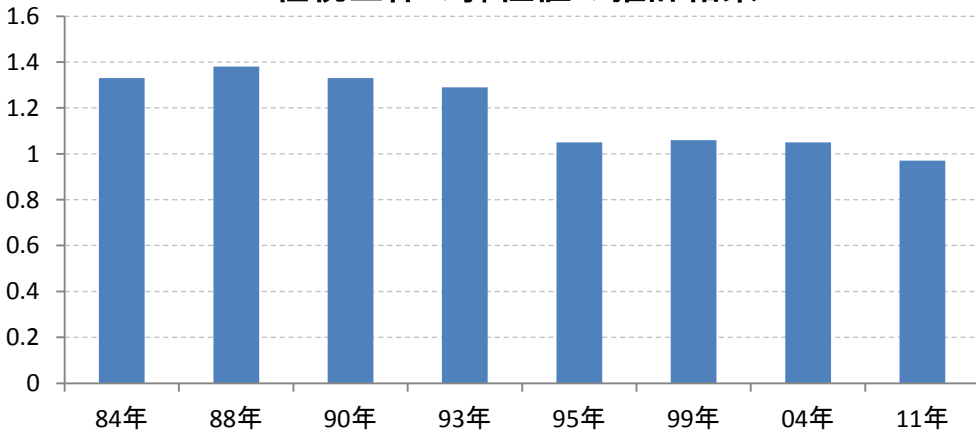
これに対し、実質成長率が高まる場合には財政収支が改善する可能性。デフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長を実現することが重要

80年代の税收弾性値は1.3~1.4であったが、現在の税收弾性値は1強程度とみられる。

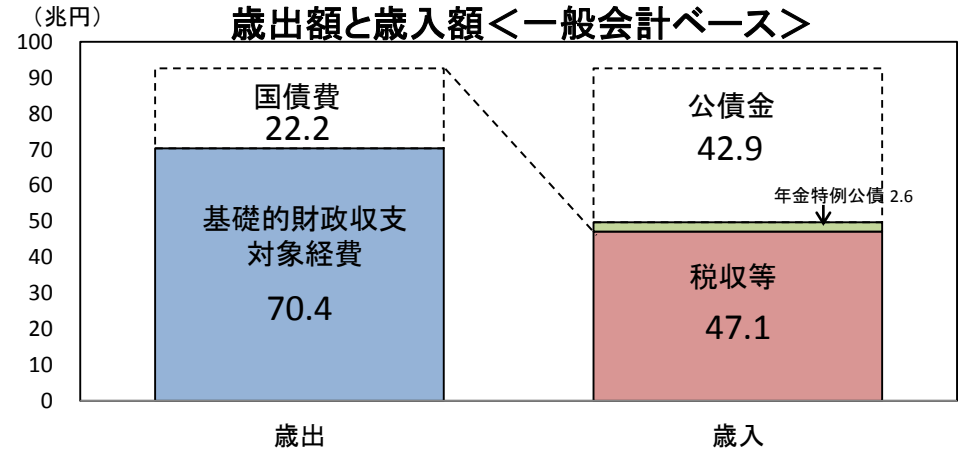
(要因)

- ・個人所得税・・・長期的に弾性値が低下傾向
- ・法人税・・・弾性値は比較的高いが、ウェイトは低下
- ・間接税・・・弾性値はほぼ1であり、かつ税收の中でウェイトが高まっている

租税全体の弾性値の推計結果

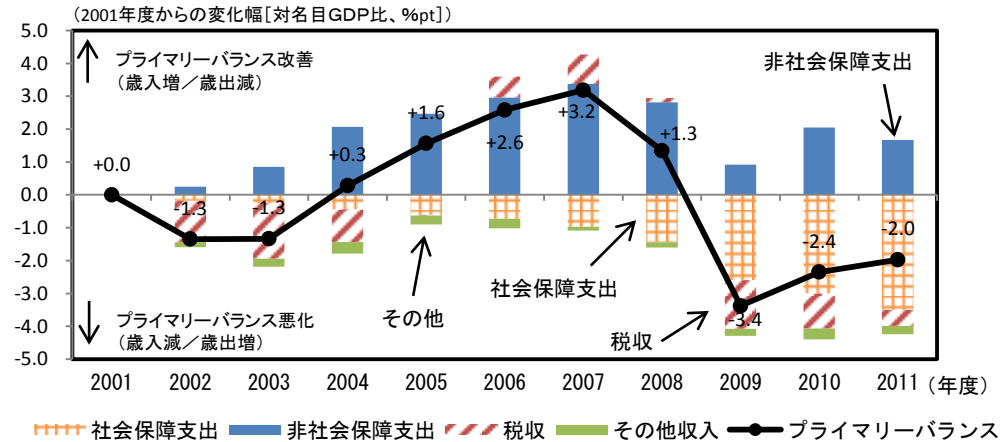


(備考) 内閣府「経済成長と財政健全化に関する研究報告書」(平成23年10月17日)より。所得税と住民税の両方について比較的大きな税制改正があった年及び2011年について計算。



(備考)2013年度政府案ベース。

国・地方の基礎的財政収支の2001年度からの変動要因

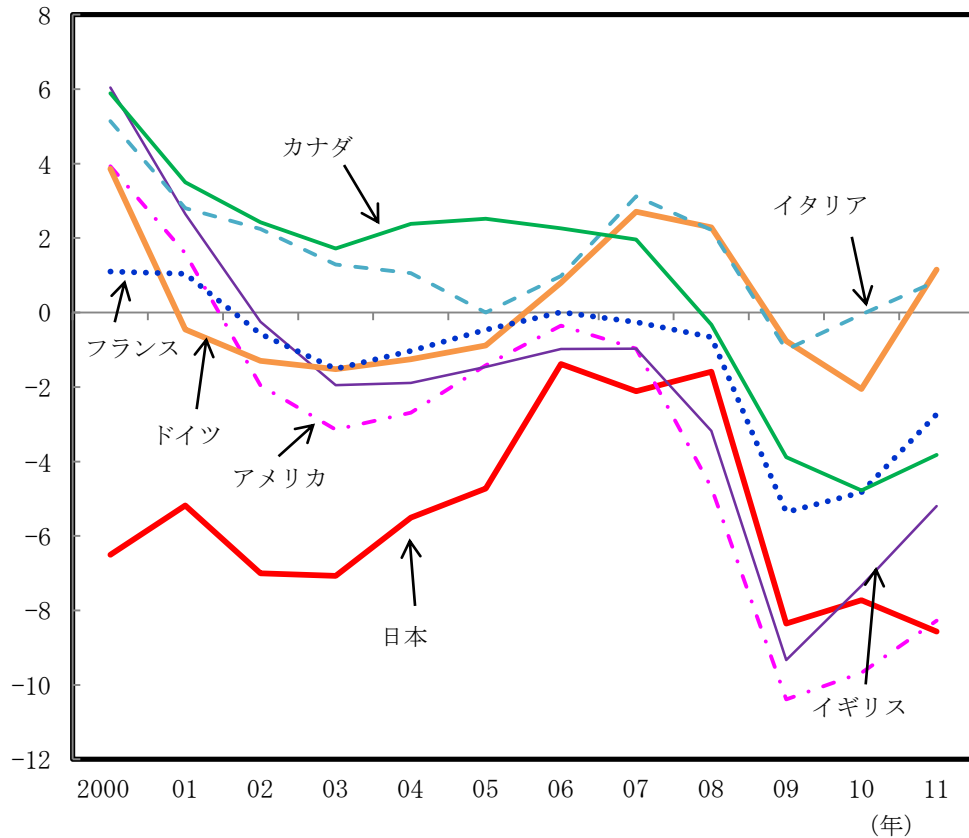


(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」等により作成。国・地方ベース。
2. P 6 の図は1991年度と各年度を比較、本図は2001年度と各年度を比較したものである。

財政状況の国際比較

⇒わが国の財政状況を見ると、債務残高の対GDP比は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。基礎的財政収支(対名目GDP比)の赤字は先進国中で最大

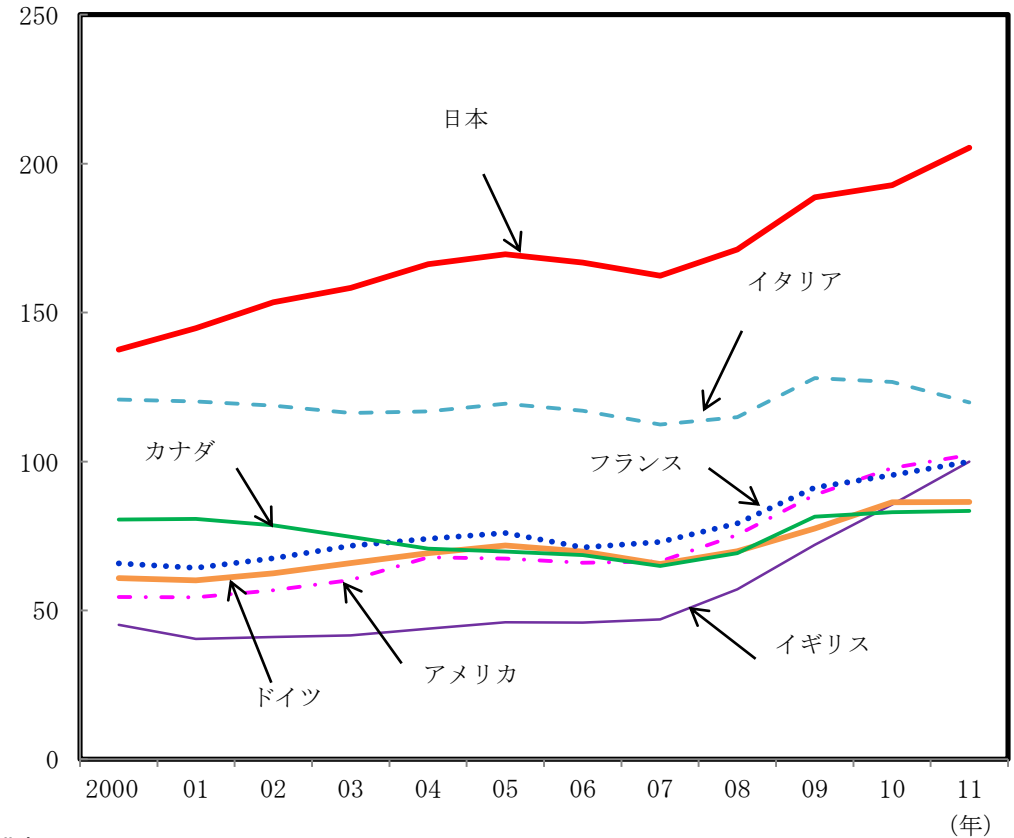
(%) 基礎的財政収支(対名目GDP比)の各国比較



(備考) OECD Economic Outlook 92

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(%) 債務残高(対名目GDP比)の各国比較



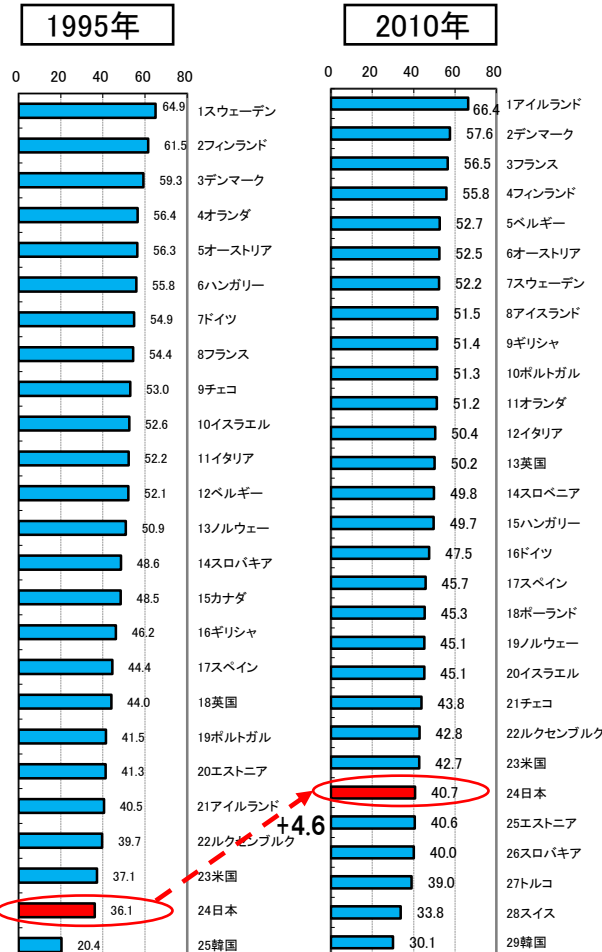
(備考) OECD Economic Outlook 92

- (注) 1. 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 2. 財政健全化目標においては、国・地方の公債等残高をベースにしており、これは2011年度末181.5%と債務残高対GDP比の205.3%(暦年)よりも低い。
 3. 公債等残高は、普通国債、地方国債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金からなり、国庫短期証券、交付国債・出資国債等は含まれない。

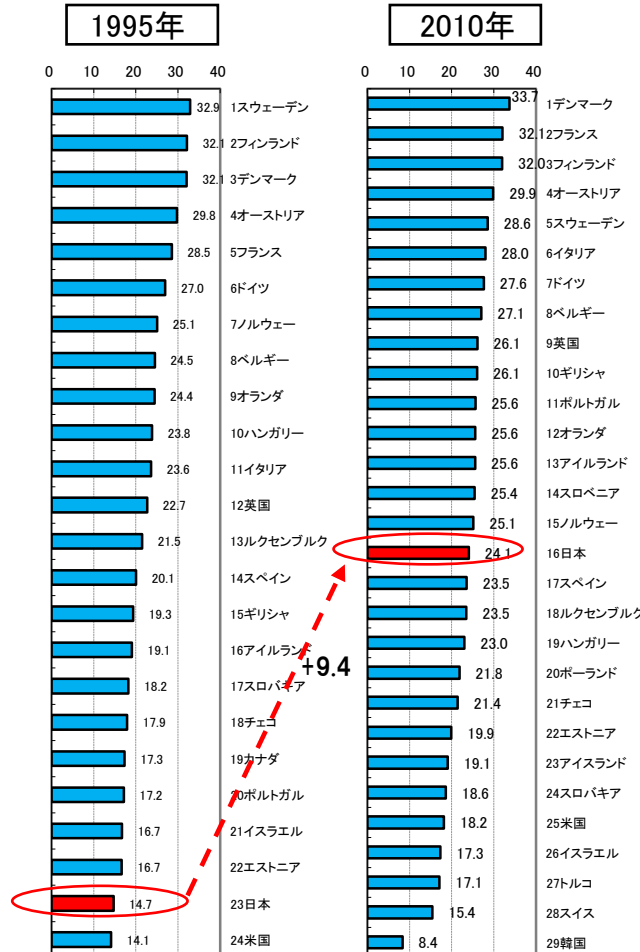
社会保障支出・社会保障以外の支出の対GDP比

⇒日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準にまで減少

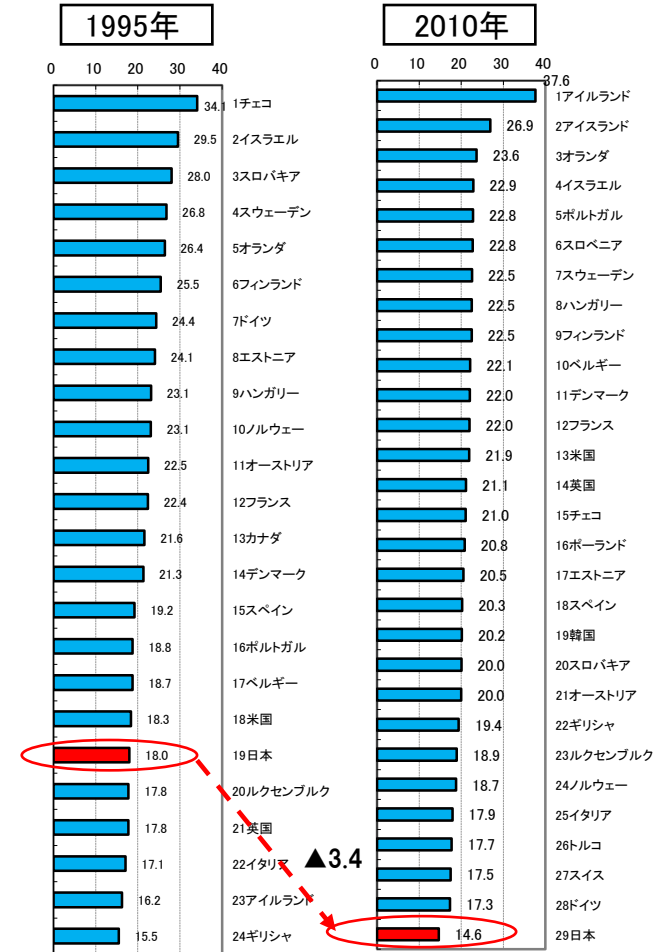
政府の総支出(対GDP比)



政府の社会保障支出(対GDP比)



政府の社会保障以外の支出(対GDP比)
※利払費を除く



(出典)OECD「Stat Extracts National Accounts」、EU「Euro stat Government Finance Statistics」。

(注1)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2)政府の総支出には利払費が含まれている。

租税負担と政府の財政収支の推移(対GDP比)

⇒総支出が増大する一方で、租税負担の水準が更に低下したことに伴い、財政収支は大幅に悪化

政府の租税収入(対GDP比)

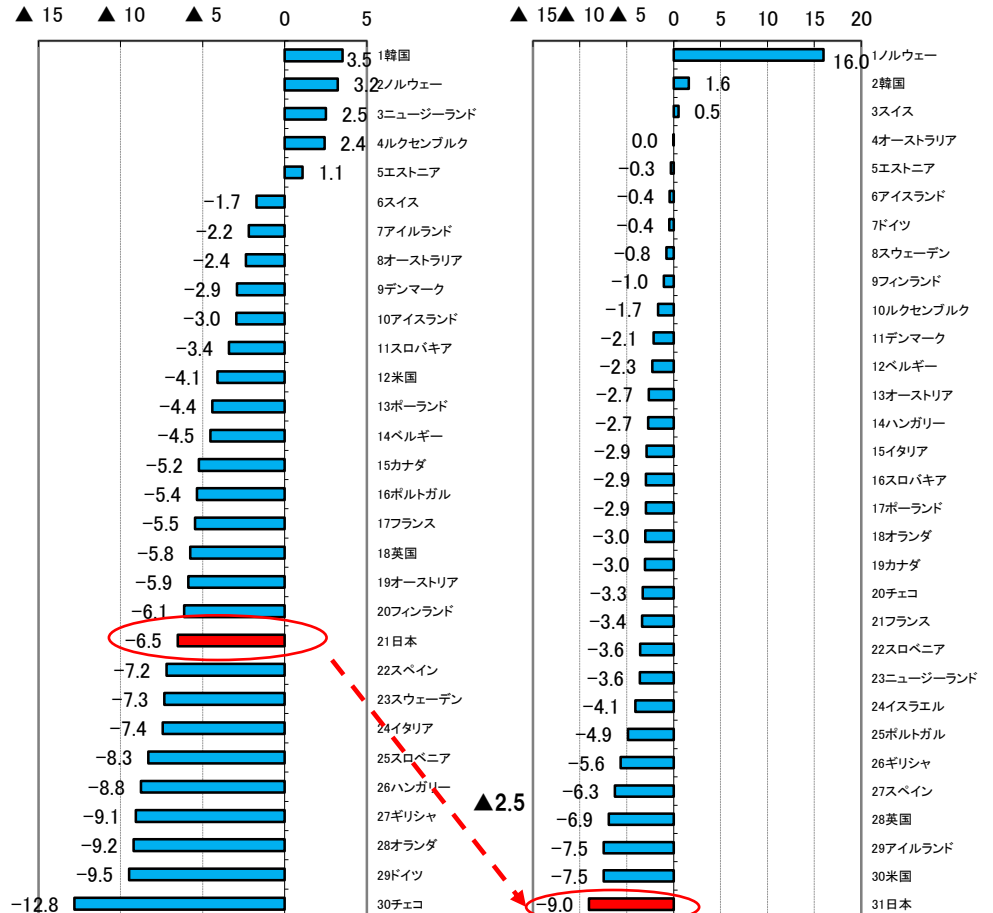
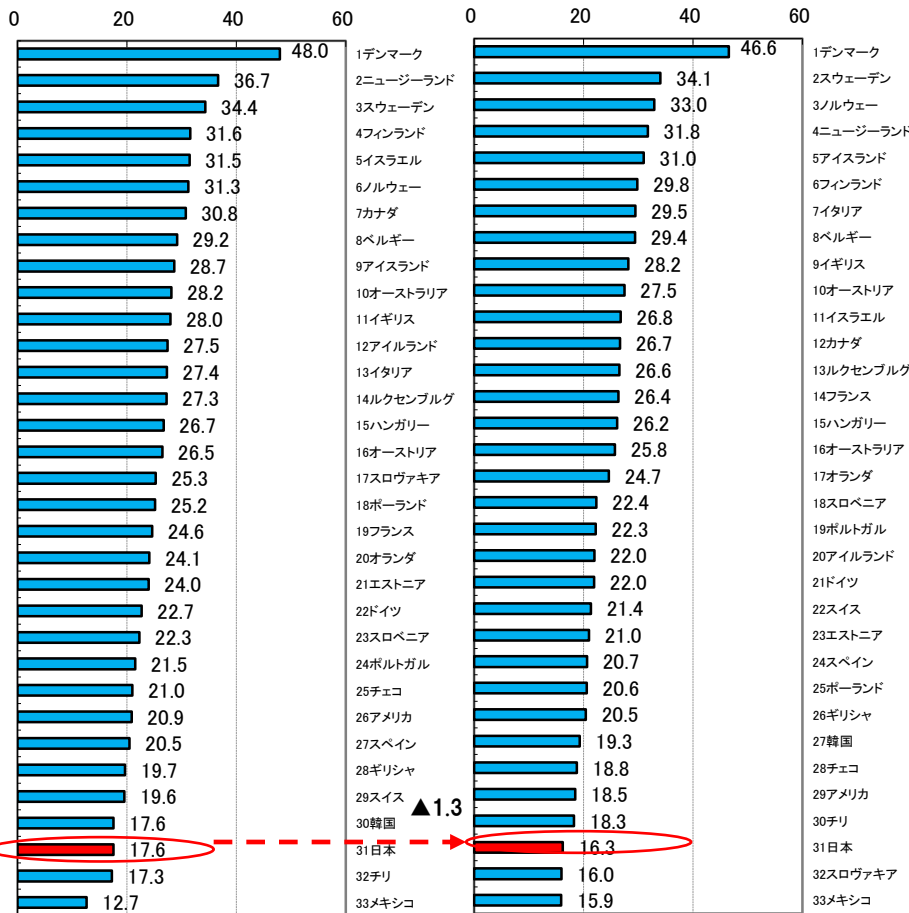
政府の財政収支(対GDP比)

1995年

2010年

1995年

2013年







(出典) 租税収入対GDP比はOECD「Revenue Statistics」、同「National accounts」、内閣府「国民経済計算」等、財政収支はOECD「Economic Outlook92」。

(注1) 租税収入は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。また、2010年の数値は、日本は2010年度、オーストラリア、ニュージーランドは2009年。

(注2) 財政収支の数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いたベース。また、日本の2013年の財政収支は単年度限りの特殊要因を除いた数値。

主要国における財政健全化目標の比較

⇒主要国ではフロー・ストック両面で財政健全化目標を掲げて取組を推進

| | 財政健全化目標 | 財政健全化のペース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------------|----------------------|-------|--|---------|-----------|--------------------------------|-------|-------|-----|-------------------------|----------|-----|------|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|------------------|-------|-------|-----|-------------------------------|----------------------|
| | | 政府見通し (財政収支対GDP比) | 財政収支改善幅 (年平均) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ  | ・今後10年間の終わりまでに財政収支を対GDP比▲3%以下とする。 ・今後10年間の各年度の財政赤字を足し上げた額を▲8兆ドルと見込み、今後10年間でこれを▲4兆ドルに削減する。 【2013年度大統領予算教書】 (参考:財政収支に対する「財政の崖」の影響額) <table border="1" data-bbox="223 504 1411 725"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">金額(億ドル)</th> <th colspan="2">平年ベース</th> </tr> <tr> <th>金額(億ドル)</th> <th>名目GDP比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年度(2012年10月～13年9月)の財政収支改善幅</td> <td>2,444</td> <td>2,444</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「財政の崖」関連 (2013年1～9月)</td> <td>①給与税減税失効</td> <td>950</td> <td>1267</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>②高所得者増税</td> <td>270</td> <td>360</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>③自動歳出削減</td> <td>420</td> <td>600</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>「財政の崖」の影響額 ①+②+③</td> <td>1,640</td> <td>2,227</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> ※各種公表資料等を基に内閣府において試算 | | 金額(億ドル) | 平年ベース | | 金額(億ドル) | 名目GDP比(%) | 2013年度(2012年10月～13年9月)の財政収支改善幅 | 2,444 | 2,444 | 1.5 | 「財政の崖」関連 (2013年1～9月) | ①給与税減税失効 | 950 | 1267 | 0.8 | ②高所得者増税 | 270 | 360 | 0.2 | ③自動歳出削減 | 420 | 600 | 0.4 | 「財政の崖」の影響額 ①+②+③ | 1,640 | 2,227 | 1.4 | ▲7.8%('12) ↓ ▲2.6%('22) | 約0.5%/年 (連邦政府ベース) |
| | 金額(億ドル) | | | 平年ベース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 金額(億ドル) | 名目GDP比(%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2013年度(2012年10月～13年9月)の財政収支改善幅 | 2,444 | 2,444 | 1.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「財政の崖」関連 (2013年1～9月) | ①給与税減税失効 | 950 | 1267 | 0.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②高所得者増税 | 270 | 360 | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③自動歳出削減 | 420 | 600 | 0.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「財政の崖」の影響額 ①+②+③ | 1,640 | 2,227 | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス  | ・5年の見通し期間内で、公的部門(一般政府+公的企業)の構造的経常的収支を黒字化(※構造的経常的収支とは、税金などの経常的収入と、公共事業などの資本的支出を除いた経常的支出を差し引きした経常的収支から、景気の変動がもたらす収支の変化を除外したもの) ・2015年度より、公的部門の純債務残高対GDP比を減少(※2013年3月の政府経済財政見通しによると、同目標の達成は2017年にずれ込む見通し)。 【財政責任憲章(2011年4月)】 | ▲9.5%('10) ↓ ▲3.4%('16) | 約1.0%/年 (公的部門ベース) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス  | ・一般政府の財政収支対GDP比を2013年までに▲3%、2017年までに▲0.3%とする。 ・一般政府の構造的財政収支を2015年までに▲0.5%、2016年までに0%とする。 【2013年予算法、2012-2017複数年財政計画法(2012年12月)】 | ▲7.1%('10) ↓ ▲0.3%('17) | 約1.0%/年 (一般政府ベース) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ  | ・2014年までに一般政府の財政収支を均衡状態に近づける。 【安定化プログラム(2012年4月欧州委提出)】 ・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年より移行期間とし、2016年より適用)。 【憲法改正(2009年7月)】 | ▲4.3%('10) ↓ ▲0.0%('14) | 約1.0%/年 (一般政府ベース) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」「成長率の見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」

(参考) ・EUにおいては、原則として、一般政府の財政収支対GDP比は▲3%、債務残高対GDP比は60%を超えないことを定めている。なお、この基準を超えて、過剰財政赤字手続が開始されると、財務相理事会から勧告が行われ、ユーロ加盟国に対しては、警告を経て制裁措置が発動される。

・上記に加え、財政協定(Fiscal Compact)(2013年1月より発効、イギリスは不参加)においては、一般政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.5%以内とすることとされている。

日本の財政健全化に向けた取組みに対するG20の評価

トロント・サミット宣言(2010年6月26日・27日)

- 先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

成長と雇用のためのカンヌ・アクションプラン(2011年11月3日・4日)

- 先進国は、以下の各国ごとのコミットメントに規定されるものを含め、各国の異なる状況を考慮しつつ、信認を構築し、成長を支えるための政策を採用し、財政健全化を達成するための明確で、信頼に足る、具体的な取組みを実行する。
- 日本は、中期的な財政健全化のコミットメントを確保しつつ、震災復興のための少なくとも19兆円(GDP比の約4%)と見込まれる本格的な財政措置の迅速な実施にコミットする。
- 日本は、トロント・コミットメントを達成するため、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることなどの方針を定めた社会保障・税一体改革成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出することにコミットする。

ロスカボス成長と雇用のアクションプラン(2012年6月18日・19日)

- 先進国は、自国の財政が持続可能な道筋にあることを確保する。
- 米国及び日本は、自国の中期財政健全化計画の強化と実施の重要性を認識しつつ、政府債務対GDP比の着実な減少につながる行動にコミットする。
- 日本は、2015年度及び2020年度のプライマリーバランスの目標を達成し、債務の対GDP比を2021年度以降低下させるとのコミットメントを再確認する。
- メンバー国は、我々の次の首脳会合までに、それが現在存在していない場合には、2016年以降の債務対GDP比についての信頼に足る野心的な各国毎の目標を、それを達成するための明確な戦略とタイムテーブルとともに特定することに合意する。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2013年2月15日・16日)

- ユーロ圏においてより強固な経済・通貨統合の構築を継続し、米国と日本においては財政状況に関する不確実性を解消し、そして大きな一次産品生産者の特別な環境を考慮しつつ黒字国において国内の成長源を強化するための、継続的な努力が必要である。
- 我々は、持続可能な財政を確保することにコミットしている。先進国は、ロス・カボスで我々の首脳が行ったコミットメントに沿って、信頼に足る中期的な財政戦略をサンクトペテルブルグ・サミット(9月5日・6日)までに策定する。